

令和3年第3回北海道議会定例会予算特別委員会(農政部審査)開催状況

開催年月日	令和3年10月4日（月）
質問者	日本共産党 菊地 葉子 委員
答弁者	農政部長 宮田 大 生産振興局長 新井 健一 水田担当課長 佐々木 秀弥

質問要旨	答弁要旨
一 米政策等について	
(一)主食用米作付面積と備蓄米の現状と推移について	(水田担当課長) 本道における水稻作付面積の推移ですが、主食用米は、平成22年産の11万2,400ヘクタールから、令和2年産は9万5,300ヘクタールと1万7,100ヘクタール減少しております。 一方、加工用米は、2,028ヘクタールから5,858ヘクタールと、3,830ヘクタール増加し、飼料用や輸出用などの新規需要米は、674ヘクタールから3,125ヘクタールと、2,451ヘクタール増加しております。 また、備蓄用米は22年産は作付実績がありませんでしたが、2年産では389ヘクタールの作付けが行われております。
結局、主食用米は1万7,100ヘクタールも減少しているということです。	
(二)概算金等の現状について	(水田担当課長) 3年産米の概算金についてですが、農協が生産者に支払う概算金などについては公表されておりませんが、ホクレンが農協へ提示する、令和3年産主食用米の概算金は、主力品種であります「ななつぼし」が、60キログラム当たり前年比2,200円減の1万1,000円となるなど、ほかの北海道米においても、前年と比較して、1割から2割程度、減少していると承知しております。
(三)米生産の費用と概算金との乖離について	(水田担当課長) 米の生産費などについてですが、個別経営における2017年産、平成29年産の全算入生産費は、玄米60キロ当たり、全国では、1万5,147円、北海道では、1万1,507円となっております。 同時期における相対取引価格は、全国主要銘柄平均価格で玄米60キログラム当たり1万5,590円、北海道の主力品種である「ななつぼし」は、1万5,890円となっており、再生産可能な所得は確保されているものと認識しております。 道いたしましては、直播栽培や高密度播種栽培など技術の普及や品種開発、水田の大区画化などを総合的に展開し、生産コストの低減や省力化を推進しますとともに、需給が緩和し、販売環境が厳しい状況になりましても、本道の稻作生産者が所得を確保し、営農が継続できますよう、経営所得安定対策の安定的な運用に必要な予算の確保を国に求めてまいる考えでございます。
是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。	

質問要旨	答弁要旨
<p>(四)ミニマム・アクセス米の影響について</p> <p>政府は在庫米が過剰と言いますが、WTO協定によるミニマム・アクセス米については完全聖域の形で輸入し続ける一方、国内コメ農家に対しては減反を押し付ける、このようなやり方こそ本末転倒ではありませんか。</p> <p>ミニマム・アクセス米のこれまでの輸入量を伺うとともに、道内生産量よりはるかに多いミニマム・アクセス米輸入による国産米圧迫の影響について、道の認識を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>ミニマム・アクセス米による国産主食用米の需給に影響が及ぼないよう運用していると理解していると、ちょっと驚きましたが、我が党との懇談で、ある農協幹部から訴えがありました。これは生産している方々の声なのですが、生産現場では、米が余り、輸入米が流通している、どうしてこんなことになるのかと言う声が上がっている、こういうものです。道は、憤りを隠さない農家のこうした声に応えて、ミニマム・アクセス米は直ちに輸入停止せよと政府に求めるべきと指摘します。</p> <p>(五)在庫解消に向けた取り組みについて</p> <p>すでに新米が入荷しつつある現状で、道で抱えている昨年度の在庫米を解消する手段は検討されているのでしょうか。</p> <p>我が会派は、コロナ禍で食料を必要としている人たちが、かつてなく広がっている状況の中、フードバンク等への寄付等も含め、道が積極的に活用することを求めてきました。生活困窮者や学生、子ども食堂等へ大規模に供給することが必要ではないでしょうか、伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>子ども食堂等への食材提供が広がってきてているということでした。今は学生が大変です。若い人が中心になって取り組んでいる学生へのフードバンクなどは本当にありがたがられています。供給を更に広げることが大事と指摘しておきます。</p>	<p>(水田担当課長)</p> <p>ミニマム・アクセス米についてでございますが、ミニマム・アクセス米は、平成5年に合意したガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中で、従来輸入がほとんどなかった品目について、最低限度の市場参入機会を与える観点から、すべての加盟国の合意の下に設定されたものでございます。</p> <p>ミニマム・アクセス米の年間の輸入数量は、76万7千トンを上限に、輸入が開始された平成7年から令和2年10月末までの合計で、1,812万トンが輸入されております。そのうち主食用に向けられる可能性のあるSBS米につきましては、年間最大10万トンに制限されておりまして、それ以外は、飼料用など主食用米と競合しない用途に限定して販売されております。</p> <p>また、国は毎年、SBS米の10万トンの倍となる約20万トンの国産米を、主食用米と遜色ない価格で政府備蓄米として買い入れ、ミニマム・アクセス米により国産主食用米の需給に影響が及ばないよう、運用していると理解しております。</p> <p>(水田担当課長)</p> <p>米の在庫解消に向けた取組についてでございますが、国は、ごはん食を通じた食育の推進のために、政府備蓄米を学校給食に対し、無償で交付しております。昨年5月には、学校給食の補完機能を果たす子ども食堂も対象に、さらに、本年2月からは、コロナ禍で、子どもが、子ども食堂に集まりにくいことを踏まえ、子ども宅食も対象としたところでございます。</p> <p>米の無償交付数量の上限につきましても、子ども食堂が、4月に年間60キロから90キロに引き上げられたところでございます。</p> <p>また、国は、コロナ対策として2年度補正予算で打ち出した国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業におきましても、子ども食堂などへの食材提供を支援しております。</p> <p>道いたしましても、米の需給改善を図るために、こうした取組が重要であると考えており、事業の継続・拡充を求めているところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(六)米の需給環境について</p> <p>政府は、米穀周年供給・需要拡大支援事業で余剰米を市場から隔離し、価格を安定させられると言いますが、この事業は販売を先送りするための保管費用を半額出すというだけの事業で、一旦保管されてもいずれ市場に出てきてしまうものであり、実効性に疑問を持たざるを得ません。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、米の需給環境は非常に厳しいものと考えますが、どのように認識しているのか。その改善に向けて生産者関係団体、自治体が努力していることは承知していますが、なお需給環境の改善が必要ではありませんか、伺います。</p> <p>消費拡大に向けた取組というのは非常に大事だと思うのですけれども、作っている側の立場に立った取組というのももう少しつきりしていただきたいと思います。</p>	<p>(生産振興局長)</p> <p>米の需給環境についてですが、人口1人当たりの消費量の減少に加え、コロナ禍での外食や中食向けの販売の減少により、全国的に米の需給が緩和しており、米の全国平均価格は、直近8月では前年と比べ1割程度下落し、主力品種「ななつぼし」などの価格も下落している状況です。</p> <p>このような中、国では、全国の各産地が行う米の長期計画的な販売を支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しており、令和2年産米については、全国で37万トンの申請が見込まれ、北海道米の計画的な販売においても本事業が活用されているところです。</p> <p>道といたしましては、こうした国の施策を最大限に活用するとともに、量販店等とも連携して、消費拡大に向けた取組を積極的に展開することにより、北海道米の需給環境の改善を図ってまいる考えです。</p>
<p>(七)全国知事会要望について　－ 欠 －</p> <p>(八)米農家を守る緊急対策について</p> <p>政府のこれまでのコメ政策には「需要に応じて生産をするべき」という考え方方が根底にあります。つまり、商売なんだから売れるだけ作るべきということであり、ここには我が国の農業を支える姿勢も基幹産業であるコメとコメ農家を守ろうという姿勢もみられません。しかし、これでは、離農・廃業が相次ぎ、「コメを作つてメシを食えない」という事態を招きかねませんし、コメ農家からはそうした声が相次いで寄せられています。</p> <p>緊急の対策として、産地交付金や水田活用の直接支払交付金の大幅拡充、農業者戸別所得補償制度の復活を道として国に求め、本道のコメ農家を守るという姿勢を道自ら示すべきではありませんか、伺います。</p> <p>部長から、生産者の皆さんとの声を踏まえて、とのご答弁をいただきました。コメを作つてメシを食えない、こういう声にしっかりと引き続き向き合った政策をお願いしたいと強く思います。</p>	<p>(農政部長)</p> <p>本道の稲作経営についてですが、1人当たりの消費量や人口の減少に加え、コロナ禍の中食や外食向け販売の減少により、全国的に米の需給が緩和する中で、価格も下落しており、生産者の皆様に不安の声があることは承知しております。</p> <p>道といたしましては、こうした生産者の皆様の声を踏まえ、全国の各産地における需要に応じた米生産が一層進むよう、国に対して、その実効性の確保や、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金などの必要な予算を強く求めますとともに、こうした施策を最大限に活用することにより、本道稲作経営の安定を図るほか、量販店などとも連携して、消費拡大に向けた取組を積極的に展開することにより、北海道米の需給と価格の安定を図り、生産者の皆様が意欲を持って営農できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>

令和3年第3回北海道議会定例会予算特別委員会(農政部審査)開催状況

開催年月日	令和3年10月4日(月)
質問者	日本共産党
答弁者	食の安全推進監
	食品安全推進局長
	食品政策課長
	6次産業化担当課長
	菊地葉子委員
	横田喜美子
	山口和海
	丸子剛史
	小谷馨一

質問要旨	答弁要旨
二 有機農業について	
(一) 有機農業の定義について	(食品政策課長) 有機農業の定義などについてありますが、有機農業は、平成18年に制定された有機農業の推進に関する法律において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減して行われる農業」とされているところです。 また、有機農産物は、国際食品規格の策定を行うコードックス委員会のガイドラインに準拠した有機農産物の日本農林規格、いわゆる有機JAS規格において、「農業の自然循環機能の維持増進を図るために、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として土壤の性質に由来する農地の生産力を發揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用した場合において生産されるもの」とされているところです。
(二) 有機農業に取り組む本道の状況について	(食品政策課長) 有機農業に取り組む農家戸数などについてありますが、本道の販売農家戸数は、農林業センサスによると、2005年度では51,990戸であり、2020年度では30,566戸となっております。 また、本道の有機JAS認証農家戸数は、農林水産省調べによりますと、2005年度では331戸、2020年度では300戸となっております。 このため、販売農家戸数に占める有機JAS農家戸数の割合は、2005年度の0.6%から、2020年度の1.0%に増加している状況にあります。
(三) 有機食品輸出の現状について	(食品政策課長) 有機食品の輸出についてありますが、現在、日本の有機JAS認証を、自国の有機食品と同等であると認めた米国、EUに加盟する27カ国、カナダ、イス、英国、台湾に対して、有機食品として、輸出が可能となっておりますが、これらの国に対する2018年の主な有機食品の輸出数量は、しょうゆが1,109t、お茶が754t、こんにゃくが99t、味噌が84t、梅加工品が48tとなっています。 なお、これらの輸出品目の中に、道内で主に生産されている品目はないことから、道産の有機食品の輸出量は、ごくわずかなものであるものと考えているところです。
(四) 農産物輸出の阻害要因について	(6次化担当課長) 輸出農産物における農薬の使用についてありますが、我が国では、食品安全委員会による食品健康影響評価を基に、厚生労働省が残留農薬基準値を設定しており、海外におきましても、各国の実状を踏まえて基準値が定められ、厳守されるべき基準の一つとなっております。 こうした中、EUをはじめ、タイやベトナムなど輸入農産物の基準値を我が国以上に厳しく設定している国も見られるところであります。 輸出を進めるにあたりましては、農薬の使用等も含め、輸出先国が設定する各種規制に対応することが不可欠でありますことから、道では、輸出先国が求める水準に応じた栽培方法や生産体制の確立に向け、輸出に取り組む事業者を対象に国の事業も活用しながら、積極的に支援を行い、輸出の促進に努めております。

質問要旨	答弁要旨
<p>(五)「みどりの食料システム戦略」における目標設定について</p> <p>今年3月に農水省が公表した「みどりの食料システム戦略」では、有機農業について2050年までに耕地面積に占める取り組み面積の割合を25%増、100万ヘクタールに拡大するという目標が設定されました。</p> <p>戦略における有機農業の目標設定を道としてどう評価しているのか、今後の取組方策をどう進めていくのかをお伺いいたします。</p>	<p>(食の安全推進局長)</p> <p>みどりの食料システム戦略についてですが、農林水産省は、本年5月、持続可能な食料システムの構築に向か、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための新たな政策方針として、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年を目標年次として有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するなどの目指す姿を掲げたところであります。</p> <p>この戦略で掲げた目標の達成に向けては、生産から加工・流通、消費までの各段階におけるイノベーションの創出とともに、関係者による正確な現状把握と課題解決に向けた行動変容が不可欠であります。また、2040年までに農業者の多くが経営の一つの選択肢として取り組むことができる次世代有機農業技術の確立や、地域住民や消費者が理解し支えるなどの環境を整えることにより進めていくことが必要と認識をしております。</p> <p>このため、道いたしましては、国の技術開発をはじめ、みどり戦略の指標の達成に向けた取組状況を注視しつつ、本道における有機農業を着実に推進してまいりたいと考えております。</p>
<p>(五)再質問</p> <p>イノベーション創出あるいは国の技術開発をはじめなどご答弁でございましたけれども、戦略の戦略はですね、ゲノム編集やRNA農薬などの先端技術に偏りすぎており、実際に取り組む農家からは、有機農業の思想とかけ離れているとの指摘が寄せられています。</p> <p>日本有機農業研究会が4月12日に発表した「みどりの食料システム戦略の中間とりまとめ案」に対する意見と提言では、取組の具体的な内容やイノベーションの方向性には、有機農業の理念、原則、歴史や国際的動向と相容れないものが多々見られますと指摘しています。</p> <p>有機農業の目標設定が、当事者をないがしろにしたものであってはなりません。有機農業に取り組まれている方々や、団体等の想いを踏まえて計画策定を行うべきと考えますが、どのように取り組むのかお伺いいたします。</p>	<p>(食の安全推進局長)</p> <p>みどり戦略の目標などについてですが、この戦略に対し、有機農業者や関係の団体などから有機農業の拡大を歓迎する意見のほか、面積の拡大のみを求めるべきではないといったみどり戦略の目指す姿に対するさまざまな意見があるのは承知しております。</p> <p>また、有機JAS規格におけるゲノム編集技術の取扱につきましても、現在、日本農林規格調査会におきまして規制の可否が検討されている状況です。</p> <p>道いたしましては、こうした意見や動きを踏まえまして、国の技術開発をはじめ、みどり戦略の指標の達成に向けた取組状況をしっかりと注視しつつ、本道における有機農業を着実に推進してまいりたいと考えております。</p>
<p>(六)有機農業の推進に向けた道の目標設定について</p> <p>同時に、農水省が行った戦略のパブリックコメントでは、ゲノム編集技術に対する意見が1万6,555件も届いており、RNA農薬の安全性への懸念も寄せられるなど、我が国の食の安全に対して自国民自らが不安や懸念の声を持つていることが明らかとなりました。</p> <p>有機農業の推進にあたっては、当事者をないがしろにした拙速な拡大方針ではなく、本道が持つ魅力が生かされる形での有機農業の推進が図られるよう、道として方策を再検討し、速やかに目標設定を行うことが不可欠と考えますが、いかがかお伺いいたします。</p> <p>是非、当事者の皆さんとの声にもしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。</p>	<p>(食の安全推進監)</p> <p>有機農業の推進についてでございますが、有機農業は、環境への負荷を大きく低減する生産方式として、本道農業の持続的な発展はもとより、SDGsやゼロカーボンの達成に貢献するとともに、道産農産物のブランド化にも寄与するものであり、道では、平成28年度に策定した第3期有機農業推進計画で、有機農業に対する消費者の認知度を50%とする数値目標や、生産者と流通事業者とのマッチングによる安定的な販路の確保などに関する方策を策定し、取り組んできましたところです。</p> <p>道では、現在、令和4年度からの次期計画の策定に向け、道内各地で意見交換会を開催し、有機農業者や流通関係者などの声を直に伺っているところであります。こうした現場の貴重なご意見をもとに、昨年4月に改定された国の基本方針や「みどり戦略」も踏まえ、生産から加工・流通、消費に至る各段階での必要な取組などについて、道議会でのご議論や、「北海道食の安全・安心委員会」でのご審議、さらには道民の皆様からの意見募集など、ご意見をいただきながら、検討してまいる考えです。</p>

令和3年第3回北海道議会定例会予算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日	令和3年10月4日（月）
質問者	日本共産党
答弁者	農政部長 農政部次長 政策調整担当課長
	菊地葉子 委員 宮田大 中島和彦 茅野裕喜

質問要旨	答弁要旨
三 気候変動対策等について	
(一) 気候危機対策について	(政策調整担当課長) 農業における温暖化対策についてですが、道では本道農業が「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献しながら持続的に発展していくため、本年3月に策定した「第6期北海道農業・農村振興推進計画」において、本道農業・農村の「めざす姿」の実現に向けた配慮すべき事項の一つに、カーボンニュートラルへの挑戦として、温室効果ガスの排出削減の推進などを盛り込んでいるところです。 また、「クリーン農業推進計画」や「有機農業推進計画」などの施策別計画に基づき、環境と調和した農業の取組を推進しているところでございます。
(二) 部としての計画について	(政策調整担当課長) 農業分野における温室効果ガスの削減目標についてですが、本年3月に策定した「北海道地球温暖化対策推進計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2,551万トンとしており、このうち、農業分野からの排出量については、水田における稻わらのすき込みなどから発生するメタンを17万トン削減、農地への窒素肥料の散布などから発生する一酸化二窒素を4万トン削減するほか、産業部門全体の二酸化炭素の削減量462万トンの内数として、農業分野の削減を含めているとともに、吸収量については、農地土壤の炭素貯留により261万トンを目標として設定しているところです。
(三) 現在の取組と更なる省エネの推進について	(農政部次長) 農業における温室効果ガスの削減に向けた取組についてですが、温室効果ガス排出量全体に占める農業分野の割合は、全国が4%に対しまして、農業を基幹産業とする本道では、家畜の飼養頭数が多いことなどから、家畜の消化管内発酵、いわゆる牛のゲップや家畜ふん尿由来のメタンの発生が多く、その割合は8%と全国の2倍となってございます。 このため道では、家畜ふん尿や農業用水を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、肥料・農薬の使用量を低減するクリーン農業や有機農業の取組拡大、省エネルギーに寄与するスマート農業の加速化、農業基盤整備の推進などに取り組んでいるところであり、今後とも、こうした農業生産の省エネルギー化に寄与する技術を効果的に活用しながら、温室効果ガスの削減に貢献してまいります。

質問要旨	答弁要旨
<p>(四) 先進的取組の推進について</p> <p>農政部が所管する農業、酪農等から出る温室効果ガスは様々あるものの、本道では、先進的な取組で処理を進めている自治体も存在することを承知しております。こうした取組を全道的な取組にするために、全庁一体で推進する必要があると考えますが、いかがか伺います。</p>	<p>(農政部長)</p> <p>先進的な取組の推進についてですが、本道の農業分野から排出される温室効果ガスについては、家畜の飼養頭数が多いことから、その7割が家畜の消化管内発酵やふん尿由来のメタンとなっており、この有効活用や削減が重要と考えております。</p> <p>道内では、家畜ふん尿から発生するメタンを活用したバイオガス発電や、そのメタンからメタノールとギ酸を生成する技術実証などの先進的な取組が進められており、道といたしましては、こうした地域の取組事例を全道に横展開するとともに、道総研などとも連携して牛からのメタンを抑制する新技術の開発など、農業分野における取組を進めるとともに、北海道気候変動対策推進本部において、全庁的に情報共有を図り、温室効果ガスの削減と有効活用に努めてまいります。</p>
<p>(保 留)</p> <p>全庁的に情報共有を図り有効活用に努めるというご答弁をいただきました。それでなおさら、知事に未来への危機にしっかりと対応する決断をお伺いしたいと思いますので、お取りはからいをお願いします。</p>	

令和3年第3回北海道議会予算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日	令和3年10月4日（月）
質問者	日本共産党
答弁者	農政部長 農業経営局長 農地調整課長
	菊池 葉子 委員 宮田 大 瀬川 辰徳 長谷 正大

質問要旨	答弁要旨
<p>四 盛土・残土規制等について</p> <p>(一)農政部における盛土・建設残土規制に関する所管法令について</p> <p>最後に、盛土・残土規制等についてお伺いします。農政部における盛土・建設残土規制に関する所管法令について、どのような法令で規制されているのか伺います。</p>	<p>(農地調整課長)</p> <p>農地における盛土や残土処理の規制についてありますが、建設工事などで発生した残土を農地に搬入して、仮置きする場合は、農地法に基づき知事または権限移譲を受けた市町村長から農地転用の許可を受けることが必要となっております。</p> <p>また、農地以外であっても、農業振興地域の農用地区域内で盛土などの開発行為を行う場合は、農振法に基づき知事または権限移譲を受けた市町村長から開発許可を受けることが必要となっております。以上でございます。</p>
<p>(二)開発許可制度、農地転用許可制度における基準等について</p> <p>農地法で規定されている農地転用許可制度及び農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）で規定されている開発許可制度における基準、許可要件についてそれぞれ伺います。</p>	<p>(農地調整課長)</p> <p>農地法における農地転用許可基準などについてありますが、農地法においては、転用が確実に見込まれることや、周辺の農地などに被害を与えないこと、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないことが許可基準とされております。</p> <p>また、農振法においては、開発行為後の土地を農用地等として利用することが困難になることから、市町村が策定した農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに加え、周辺の農用地等において、土砂の流出や崩壊が発生しないこと、耕作または養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させないことなどが許可要件とされております。以上でございます。</p>
<p>(三)災害発生防止対策等の基準について</p> <p>今、答弁いただきましたそれぞれの許可要件ですね、その許可要件をどのようにして確認し、適正と判断しているのか、また、災害を発生させる恐がないことを確認する基準等は設けられているのかについてお伺いいたします。</p>	<p>(農業経営局長)</p> <p>農振法及び農地法の審査基準などについてございますが、農振法の開発許可要件でございます「土砂の流出または崩壊などを発生させるおそれがないこと」につきましては、地域に精通した市町村などが当該要件に係る申請内容を踏まえ、災害の発生を未然に防止するための措置が適切に講じられているか、資金計画などから見て申請内容のとおり工事が施工されるかなどを判断することとされてございます。</p> <p>また、農地法における農地転用基準である「農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合」につきましては、水田の用水路などの機能に支障が生じないかどうかを審査するものでございまして、農業委員会の委員や事務局職員などが、農地法に基づき毎年行ってございます農地利用状況調査の結果などを踏まえ、判断することとしてございます。</p> <p>なお、「土砂の流出などにより災害が発生するおそれがないこと」につきましては、許可権者が、排水対策のため、盛土周辺に側溝などを設置することや、隣接地への影響を避けるため、一定の距離の緩衝地を設けることなどにより安全性の確保を図るために措置が講じられるなどを確認し、判断することとされております。以上でございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(指摘) 今、ご答弁いただきましたけど、同じ農業委員会が指定する新幹線建設残土については、取扱いについての明確な基準が定められていない、この問題をさきの一般質問で我が会派が明らかにしました。</p> <p>地形や土の性質が違うといつても、どれだけの盛り土であれば災害発生が起きない水準か、明確な基準を設けるべきであると指摘します。</p>	
<p>(四)更なる対策の強化について</p> <p>今後のことなんですが、農用地区域内における開発行為や農地転用許可制度など、盛土・残土の規制は一定程度存在していることがわかりました。事前手続きの厳格化や許可基準の明確といった課題の解決も必要と考えます。</p> <p>静岡県熱海市で発生したこうした土石流事故ですね、国による統一した基準での法制度が存在していないこと、事前のチェック体制や事業者を指導する行政権限の弱さなどが指摘されています。</p> <p>今回の土石流事故を教訓に、農政部としても更なる対策強化を行う必要があると考えますが、いかが伺います。</p>	<p>(農政部長) 農地転用や開発行為に係わる対応についてありますが、農地は、安全・安心で良質な農産物を安定的に生産していくために必要不可欠な基盤であり、将来にわたって適正かつ効率的に利用されることが重要と認識しております。</p> <p>このため、道では、市町村とも連携し、農地の一時転用に係る事業の進捗状況や完了の報告の際に現地などを確認しておりますほか、農業委員会においては、農地法に基づき年1回以上の現地確認を行っているところです。</p> <p>道といたしましては、今後とも農地の一時転用の状況を的確に把握し、災害の危険性のある盛土が判明した場合には、速やかに実施者に関係法令に従った是正を求め、事故の発生防止に努めてまいります。</p> <p>また、全国知事会では、建設残土を処理する際の盛土の規制について、法制化による全国統一の基準や規制を設けることを国に要望しておりますことから、その検討状況も注視しながら、農地の適正利用を通じて、道民の皆様の安全で安心な暮らしが確保されるよう取り組んでまいります。以上でございます。</p>
<p>(保留) 全道広域なものですから、色んな規制が及ばないところがたくさんあるということで、引き続きこの問題を知事にお尋ねしたいと思いますので、お取りはかりをお願いいたします。ありがとうございました。</p>	